

# 第489回

## 広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年6月6日)



## 第489回広島海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和5年6月6日(火) 13時00分～15時10分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

### 2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年5月30日(火)

招 集 者 会長 北 田 國 一

### 3 出席者

委員(14人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、瀨松照行、箱崎照男、米田輝隆、  
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、  
松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	主 査	武田 高明
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長、中林主査、房尾技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

2名(別紙名簿のとおり)

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第54号議案 広島県資源管理方針の変更等について

第55号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について

第56号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

第57号議案 船舶を使用する潜水器漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

(2) 協議事項

第58号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) 報告事項

- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等について
- ・全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員の表彰について

(4) その他

- ・令和5年度広島海区漁業調整委員会等の開催予定について

6 議事の経過

13時00分、事務局の福地次長から第489回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に濱松委員と箱崎委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第54号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 付議事項の第54号議案「広島県資源管理方針の変更等について」を、上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第54号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

後藤主査 (資料1-1から1-3により、広島県資源管理方針の変更及び知事管理漁獲可能量の設定について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願い致します。

米田委員 現行水準の目安50トンというのは、少ないのでしょうか。

後藤主査 漁獲の多い県については国から具体的なトン数が決められていますが、広島県は漁獲が少ないため、50トン未満ということで現行水準と設定されています。

米田委員 現在、どのくらい水揚げされているのでしょうか。

後藤主査 農林水産統計では、まさばが令和3年度に19トンとなっています。最近は50トンに満たない漁獲しかありません。

米田委員 これは漁業者だけの報告ですか。

後藤主査 はい、そうです。

米田委員 遊漁は含まれていないということですか。

後藤主査 はい、そうです。

米田委員 現状の下で50トン未満ですよと記載してあるわけですね。

松下委員 目標が50トンで、今19トンとおっしゃったと思うのですが、数字が乖離していると思うのですが、そんなに少ないというのは何か原因があるのでしょうか。

後藤主査 50トンというのは目標ではなく、現行水準の場合の目安の数量として国が示しているものです。広島県は19トンで50トン未満となり、県の漁獲可能量は現行水準と決められているだけで、目標というわけではありません。

松下委員 結局、50トンというのは簡単に言うとは何ですか。

後藤主査 例えば広島県での漁獲量が80トンであれば50トンより多いため、国から配分される漁獲可能量は80トンと決定されます。50トン以上あれば国から県への配分に数字が入るが、50トン未満の漁獲しかないのであれば表現としては現行水準という表現がされる、その基準の数字が50トンとなっています。

松下委員 結局、50トンというのは簡単に言うとは何ですか。実態を表す数字ですか。

後藤主査 国からの配分量が、具体数値で示されるか、現行水準という表現で示されるかの基準です。50トン未満については少量なので、国としてはそこまで数字を示さないという基準です。

松下委員 50トンを超えてしまうと80トンになるが、以下だったら別に基準がないということですね。わかりました。

議長 他にありませんか。なければ、採決に移りますがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 第54号議案「広島県資源管理方針の変更等について」は、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第54号議案は、原案のとおり承認致します。

**【第55号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について】**

議長 続いて、第55号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を、上程いたします。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第55号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

木村主査 (資料2-1から2-8により、漁業の許認可方針の改正について説明した。)

議長 ここで、5分ほど休憩を取りたいと思います。

全委員 はい。

(休憩)

議長 それでは、これより議事を再開します。第55号議案について、委員の皆様のご意見・ご質問をお願いします。

濱松委員 県の説明を聞いて、始めの方は、県は漁師の思いを親身になって聞いてくれているという印象を受けました。網の目合い、操業期間、操業方法など現状に合わせて見直すのは良いことだと思って聞いていました。しかし、県の整理としては東部から期間の前倒しを要望したときと同じです。東部の問題もあると県が言ってくれたため、少し気持ちが和らぎましたけれども。期間の前倒しをするのであれば、西部も東部もしないといけないと思う。そして変更の際には、瀬戸内海広域委員会で報告して、神戸の代表者会議で理解を得てから変更しなければいけないと思う。

しかし、瀬戸内海11県が連携しているので、春の漁を1か月するだけでも、サワラの商売をするのに決めごとを守らないといけない。その1か月の内、10日ぐらい前にずらして欲しいということもままならない。他県ではここにサワラがいると言ったら年中操業しているのにです。

もし、期間変更をするのであれば瀬戸内海11県を脱退し、広島県単独であればいいと思う。見直しを待ってくれと言われるが、正直なところ、私もいい年であと何年やれるか分からない。漁師にはその時に応じた商売の仕方をさせてやりたいと思うのです。利害関係者の了解が取れるなら、見直すのは良いことだと思います。

ただ、繰り返しになりますが、県内だけではできない話なので、瀬戸内の関係県が連携している以上は決め事に則って操業しないとけません。それで私も一生懸命やってきているが、泣いています。スズキやなんかは関係ないと言えば関係ないと思うけれども、そういうのも影響してくるのではないかと思います。目合いについては、十分大きくしたり小さくしたりの幅があるので、その範囲内でやればいいのかと思う。サワラは10.6cm以上の大きい目合いを使えば良いのだから、3寸以上のものを使って適用したものでやればいい。さらに目合いを大きくしたい理由はわかりませんが、セイゴを獲るより単価の良いスズキを獲りたいからだとは思っています。

ただ、東部との兼ね合いもあり、県はダメだと言ったので、我慢してもらいたいと思います。

木村主査 期間の見直しについては濱松委員のおっしゃるとおり、広島県だけではなかなか決められず、関係県と歩調を合わせる必要があるため、苦しい思いをして我慢していただいているところはあると思います。広島県だけが抜けて、他から睨まれるということになっても、おそらく良いことにはならないと思います。その為、粘り強く、岡山県・香川県もサワラの群れが早く来ているということで、地元では操業期間を前倒ししたいという意見を持っているとも聞いております。その辺の意を酌みながら調整を続けていきたいと思っております。目合いのことですが、サワラは3寸5分ですがそこから4寸3分の範囲内でいくら大きくしようが小さくしようが好きにしていただけたら良いと思います。今回は4寸3分よりさらに大きい目合いを

使いたいということで、それが言われている目的に沿うところなのか違う魚を獲りたいのか、はっきりしたところが掴めていません。資源保護のため、大きい魚を獲りたいから目合いを拡大したいとだけ捉えると非常に良いことだと思うが、もう少し調べさせていただいた上で判断させていただければと思います。

濱松委員 私も5月29日まで操業し、最終日に29本獲りましたが、お金にすると3万円程度でした。なぜかと言うと産卵で痩せて重量が少なくなるからです。遠方まで操業に行くのに燃油費が1万円かかり、残りの2万円では一人の日当も出ません。まだ群れはいたので、単価が良ければ獲れるのですが、重量が出ず、単価も安くなるからやめました。現状は4月20日から釣れますが、市場が休みの日を入れると30日しか働けません。それでも私は我慢してやっています。目合いは4寸を使っています。漁期中にさごしが2本ぐらいしかかかっておらず、大きいのは5～8キログラムぐらいのものがかかる。目合いが大きいと資源保護にもなります。以前は3寸7分を使っていましたが、それだと5キロクラスは稀にかかる程度です。4寸の目合いでは、3キログラム程度のものが尾や腹の所で止まっています。そういう状態なので、スズキでも目の大きい網を使えばスズキが止まりますが、目が小さい網だとセイゴやハネが獲れるので、目を大きくしてスズキを狙いたいという意図だと思います。ただ、4寸3分まで使えるのであれば、スズキでもいいサイズのものが止まると思います。

高橋委員 スズキは一枚建ですか。三枚建ですか。

濱松委員 一枚建です。流し網なので。

山田委員 さわら流し刺し網の話とサワラの資源管理の話は両方動き出しています。資源管理の話は種苗放流をしながら資源を増やしましょう、獲る方はさわら流し刺し網の目合いを3寸だったのを3寸5分に引き上げて、瀬戸内海各県の3寸5分に統一しましょうとなり、3寸5分が一番小さい網で、上限が4寸3分というのは初めて聞きましたが今はそうなっているようですね。今の資源量が当時の資源量と比べてどのような評価をされているのか、今後どのような資源管理をしながらサワラの種苗放流も続けていくのか、その辺の部分を瀬戸調も含めて広域委員会も含めて考えて頂くように瀬戸調へ県から申し入れをしていただけませんか。そうでないと資料2-1で県が整理している裏付けになっていないのではないかと思います。瀬戸内海全域で考えている資源が、今これだけ回復してきた状況で、今後どうするのかということ瀬戸調等と話をさせていただきながら、今の目合いが適当なのかどうか、広島県は何を目的にそれを言っているのかを整理をしながら位置付けていかないと、中々回答にならないのだと思います。はっきりした評価がされていない中で、今の資源の評価、これからの資源をどうするかを整理すれば、県の方でもっと委員さん方に説明しやすいでしょうし、漁業者の方も納得できる話になるのではないかと思います。

いました。

濱松委員 毎年、瀬戸調から資源評価の報告は受けています。我々もそれに協力して、何月何日に何本何kg獲りましたと日報を付けています。その結果を踏まえて瀬戸調の方からどこの地区でいくら獲れたという評価をしてくれて、今年は大型魚が多いとか小型魚が多いとか、サゴシが少ないというような概算の報告はしてくれています。

山田委員 今の目合い変更した時もそうですが、この委員会で喧々諤々に議論したはずです。その時は資源が最低レベルの話だったため、その先が考えられませんでした。今はある程度資源が回復しつつあるはずだと思うので、今後どうするのかというところを瀬戸調や広域委員会で話していただいて、そこからまた今後どうするか、今回の要望についてどういう評価をして、どういう結論を出すのかというところが必要だと思います。今の段階でどうするのかと、改めて考えないといけないのではないのでしょうか。

福地参事 先ほど、濱松委員さんがおっしゃったように私も広域委員会の方へ一緒に出させていただいております。サワラの資源評価については、例年各県の漁獲状況や資源評価の結果を報告していただいております。資源量はある程度増えてきていると聞いてはおりますが、盤石というわけではございませんし、国は漁獲の数量管理に持って行くことを目指しており、山田委員がおっしゃった「これからどうやって管理をしていくのか」という部分では全くと言っていいほど先が見えていない状況であると認識をしています。各県の利害が一致しておらず、どういう管理をしていくのか筋道がない状況です。これまで広域委員会での結果や状況をこういった場で報告しておらず、申し訳ございません。

漁期の前倒については、瀬戸調や関係県との調整といった部分で、決して動いていないわけではありません。瀬戸調の方から関係県の合意形成のもとでやってもらいたいと言われているので、各県の意向は大体把握しており、話し合いを要する県とは引き続き話をしていきたいと考えております。そういう中でこういった形で話すかはお相談させてもらいたいのですが、広域委員会の場でも意見を言うことが必要だと思っておりますので、その辺りはまたご相談させていただければと思います。今回、広域委員会についての資料はありませんが、まめに報告するようにします。

議長 他には、委員の皆様ありませんか。

山田委員 先ほど意見を出したスズキの話ですが、広島県の瀬戸内海での立地の話ですが、サワラ西系群の回遊経路でサワラを漁獲するにあたっては広島県が一番最後になるんです。広島県が一番条件が悪いので、よく見て欲しいという所をもっと言っても良いのではないかと思います。昔、広域管理資源でヒラメ、マダイ、トラフグをについて漁獲サイズをどうするかということで、結構揉めました。その時に、広島県

ではトラフグの産卵場があり、広島で孵化して大きくなって西に移動していくというのがあって、大分県、山口県は制限サイズを大き目に設定してくれたのです。それは皆さんが了解の上でそれを認めていたということもありますので、広島県の立地条件の所を関係県にもう少し汲んでもらったらと思います。その辺も併せて、他県あるいは瀬戸調と話をして頂けたらと思います。

水温が高くなってくると、だんだん回遊時期が早くなってくるのはわかるので、もう少し考慮してくれても良いのではと思います。

濱松委員 広島県側は海が浅いため、使用している網の高さが150目だが、愛媛県は200目となっており50目違うので、漁獲効率も違います。今年はありがたいことに愛媛県側ではなく広島県側をサワラが回遊したので、4月25日から5月28日まで走島のあたりにずっといました。

高橋委員 魚が陸へつかなくなりました。沖で回遊しており、沖つぼ網を入れている者はサワラやタイや何でも入る。私は地先へ入れのので全然獲れませんでした。トラフグは昔は1統が1日に150kgから200kg程度漁獲していたのに、今では島全体で100匹いかず、私は2統で2匹しか獲れませんでした。

議 長 他にありませんか。

全 委 員 はい。

木村主査 ご審議いただく前ですが、1点補足があります。第55号議案から第57号議案にかけてこの後ご審議いただきますが、その関係で申請期間等の公示についても併せて資料説明させていただくところなのですが、併せて後ほどご説明させていただく形に変えさせていただきますので、それも含めてご審議していただければと思います。

議 長 はい。

議 長 ご意見はありませんか。なければ、採決に移ります。

全 委 員 はい。

議 長 では、第55号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第55号議案は、原案のとおり承認します。なお、趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正については、会長の承認を得て県に一任いたします。

【第56号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

【第57号議案 船舶を使用する潜水器漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議 長 続いて、第56号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」、第57号議案「船舶を使用する潜水器漁業の許可方針の改正並びに申請期間

等の公示について」を一括上程いたします。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第56号議案及び第57号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査 （資料3-1及び3-2により、あわび漁業の許可方針の改正について説明した。資料4-1及び4-2により、船舶を使用する潜水器漁業の許可方針の改正について説明した。資料5-1及び5-2により、第56号議案と第57号議案の公示期間について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

議長 ありませんか。

米田委員 潜水器の漁業の許可は何件ありますか。

木村主査 県全体で10件となっており、海域1が1、海域2が6、海域3が3です。

議長 よろしいですか。

全委員 はい。

議長 なければ、採決に移ります。

全委員 はい。

議長 採決は議案ごとに行います。第56号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第56号議案は、原案のとおり承認します。

次に、第57号議案「船舶を使用する潜水器漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第57号議案は、原案のとおり承認します。なお、以上2議案については、趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正については、会長の承認を得たうえで県に一任いたします。

## (2) 協議事項

### 【第58号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議長 では、協議事項の第58号議案に移ります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」、事務局から内容を説明してください。

福地次長 （議案内容により、第58号議案の提案理由を説明した。）

福地次長 （資料6により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

全委員 ありません。

議長 はい。なければ、採決に移ります。

第58号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任することよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第58号議案は、原案のとおり承認し、交渉委員に一任することとします。

### (3) 報告事項

#### 【瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等について】

議長 続いて、報告事項に移ります。「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示について」を、事務局から説明してください。

房尾技師 (資料7により、遊漁者のくろまぐろの採捕及びさわら広域資源管理に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等について説明した。)

議長 ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

全委員 はい。

#### 【全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員の表彰について】

議長 なければ、続きまして「全国海区漁業調整委員会連合会の表彰について」です。事務局から表彰される方を紹介してください。

福地次長 (表彰制度の紹介後、濱松委員が表彰された旨を説明した。北田委員から濱松委員へ表彰状の授与が行われた。)

### (4) その他

#### 【令和5年度広島海区漁業調整委員会等の開催予定について】

議長 それでは、議題の「その他」に移ります。「令和5年度海区漁業調整委員会の開催予定について」を、事務局から説明してください。

福地次長 (資料8により、令和5年度広島海区漁業調整委員会等の開催予定について説明した。また、今年度は広島県が全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催県になっており、10月26日に会議を行い、27日に視察を行う予定にしている。日時の確定については、後日、開催計画を作成する旨を説明した。)

山田委員 会場はどこで開催するのでしょうか。

福地次長 会場はメルパルクです。

米田委員 1点だけ。許認可方針でいわしの操業時間は4時からというのは変更なしでしょうか。

木村主査 いわし網については、現在いわし網協議会と調整を検討中です。前回の委員会でも回答させていただいたとおり、令和6年の許可から対応できるように検討していきます。

議長 他にありませんか。ないようでしたら、これをもちまして、第489回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重に審議していただき、ありがとうございました。

福地次長 すみません、最後にご報告をさせてください。

去る5月15日から、当委員会の学識・中立委員の補選に係る公募を行っております。本日現在で、候補が出てきていない状況です。6月13日で募集を締切り選考後、9月の定例会に付議し、同意が得られましたら11月1日から就任いただく予定です。また、候補者が出ましたら県の方から公表いたしますので、そちらの方はご案内をいたします。以上です。

(15時10分閉会)